

2025年度

消防職員のご退職者の皆様へ

消防退職者医療保険 のご案内

(団体総合生活保険(医療補償))

団体割引等

約**40**%
適用

※団体割引30%、損害率による
割引10%を適用しています。

加入締切日

2025年3月31日(月)

保険期間

2025年6月1日午後4時から*
2026年6月1日午後4時まで

*新規ご加入の方は午前0時から

※なお、年齢が満89歳を超える場合には新規加入・更新できませんのでご注意ください。

加入資格(新規)

- (1) 退職消防職員の方、その配偶者の方(ともに2025年6月1日時点で満89歳以下)で、加入依頼日(健康状態告知日)現在、「健康状態の告知」にてお引受が可能となった方
- (2) 配偶者の方だけの加入もできます。

保険料払込方法

- (1) 保険料は一時払で、指定の口座から振替となります。
- (2) 下記金融機関からご指定ください。
銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫
- (3) 振替日: 2025年8月27日(水)

保険金受取人

- (1) 入院保険金・手術保険金等: ご加入者本人
- (2) 葬祭費用保険金: 親族のうち葬祭費用を負担された方



らくらくアクセス!

《イーチョイス》

新: ネット募集システム

e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です!

<http://ezoo.jp/ds2/A007329000012506>

スマートフォンでもお手続きいただけます。▶

上記URLにアクセスいただき、情報を入力いただければ、すぐにご加入手続きができます。
ご加入手続き完了後、ご契約の取消を希望される場合は、所定の用紙でのお手続きが必要となります(インターネットでの取消のお手続きはできません)。



インターネット募集期間

2024年12月24日(火)から2025年3月31日(月)まで

※ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら代理店または保険会社までお問い合わせください。

前年同等プランで更新される方

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)



一般財団法人

全国消防協会

団体総合生活保険(医療補償)

団体割引・損害率等による割引

約40%適用

病気もケガも安心! 軽い負担で入院・手術に備えられます。

■この保険のポイント

Point ①

医師の診査は不要。

健康状態に関する2つの質問のみでご加入いただけます。

※ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

※2021年以前に、条件付もしくは補償対象外となる病気・症状に該当し、「特定疾病等不担保特約」を付帯している場合でも、新たな告知で全項目が「いいえ」になった場合、「特定疾病等不担保特約」を削除することが可能です。詳細は裏面のQ&A「告知内容について具体的に教えてください。」をご確認ください。

Point ②

89歳まで加入できます。

Point ③

「配偶者のみ」のご加入も可能です。

Point ④

充実したサービスにより安心をお届けします!

メディカルアシスト デイリーサポート 介護アシスト 自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が本サービスの対象となります。サービスの詳細は別紙「サービスのご案内」をご参照ください。

Point ⑤

保険金をご請求なさった場合でも引き続き、**更新**いただけます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■補償内容

補償内容	入院日額 5,000 円タイプ(A)	入院日額 10,000 円タイプ(B)
病気やケガで入院されたとき 入院保険金 (疾病入院保険金・傷害入院保険金)	1日目の入院から1日につき 5,000 円 人間ドック等の検査入院のみの場合は補償されません。 (注)1回の入院につき120日を限度とします。	1日目の入院から1日につき 10,000 円 人間ドック等の検査入院のみの場合は補償されません。 (注)1回の入院につき120日を限度とします。
病気やケガで手術されたとき 手術保険金 (疾病手術保険金・傷害手術保険金)	重大手術*2 20 万円 重大手術以外で入院中の手術 5 万円 重大手術以外で入院中以外の手術 2.5 万円	重大手術*2 40 万円 重大手術以外で入院中の手術 10 万円 重大手術以外で入院中以外の手術 5 万円
放射線治療保険金	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 (注)血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。	
	5 万円	10 万円
病気でも・ケガでも 葬祭費用保険金	病気やケガで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに 実際に負担した費用の範囲内で 100 万円を限度にお支払いします。	
納得いくまで治療したい! 総合先進医療保険金	病気やケガで先進医療*4を受けたときに、保険金をお支払いします。	
	実額払(上限 300 万円)	実額払(上限 600 万円)
	総合先進医療一時金 10 万円 総合先進医療基本保険金支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	

*2 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*4 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

(注1) 各保険金のお支払いは保険期間中に発生した不慮の事故または発病した病気を直接の原因とし、保険期間中に支払事由に該当した場合に限りです。ただし、初

年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払い事由が発生したときはこの限りではありません。

(注2) 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

■保険金支払例

(注)下記お受け取り例は、引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

がんで入院し先進医療を受けた場合

肺がんで23日間入院し、
陽子線治療で277万円の費用がかかった場合

補償内容	5,000円 タイプ(A)	10,000円 タイプ(B)
疾病入院保険金	11万5,000円	23万円
総合先進医療 保険金(注)	277万円(実額払)	
	総合先進医療一時金 10万円	
受取保険金	298万5,000円	310万円

葬祭実施の場合

交通事故で死亡し、親族が葬儀を実施し、
156万円の費用がかかった場合

補償内容	5,000円・10,000円タイプ共通
葬祭費用保険金	100万円 (注)葬祭費用保険金は100万円が限度となります。
受取保険金	100万円

(注)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)

★先進医療の治療費用は、300万円を超える高額になるケースもあります。
10,000円タイプでは600万円を上限に実額をお支払いするため、安心です!

■年間保険料表【保険期間1年間 本人型 支払限度期間120日】

年齢は2025年6月1日現在の満年齢となります。

80歳以上の方は葬祭費用保険金なしプランをご選択いただけます。

団体割引30%、損害率による割引10%

タイプ	5,000円タイプ(A)		10,000円タイプ(B)	
年齢	年間保険料(一時払)	ひと月あたり(目安)	年間保険料(一時払)	ひと月あたり(目安)
40～44歳	9,090円	約 758円	16,500円	1,375円
45～49歳	11,830円	約 986円	21,160円	約 1,763円
50～54歳	15,330円	約 1,278円	27,040円	約 2,253円
55～59歳	21,600円	1,800円	37,430円	約 3,119円
60～64歳	30,810円	約 2,567円	52,940円	約 4,411円
65～69歳	43,130円	約 3,594円	72,730円	約 6,061円
70～74歳	62,640円	5,220円	102,740円	約 8,562円
75～79歳	89,030円	約 7,419円	139,360円	約 11,613円
80～84歳	130,080円	10,840円	192,430円	約 16,036円
85～89歳	180,170円	約 15,014円	244,440円	20,370円

(注)保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(2025年6月1日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

葬祭費用保険金なしプラン

団体割引30%、損害率による割引10%



タイプ	葬祭費用保険金なしプラン5,000円タイプ(C)		葬祭費用保険金なしプラン10,000円タイプ(D)	
年齢	年間保険料(一時払)	ひと月あたり(目安)	年間保険料(一時払)	ひと月あたり(目安)
80～84歳	62,520円	5,210円	124,870円	約 10,406円
85～89歳	64,440円	5,370円	128,710円	約 10,726円

■ご加入手続きについて Q&A

Q 加入したい場合どうすればいいの？

A 本パンフレット表紙のURLまたは二次元コードより簡単にご加入いただけます。

Q この保険は保険料控除の対象になりますか？

A はい。介護医療保険料控除の対象になります。ただし、生命保険料控除制度改正により、葬祭費用補償特約に関する保険料は控除対象外となります。

Q 加入した後は、何か送付されますか？

A ご加入の皆様には、2025年6月頃に、医療保険加入者票を送付いたします。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。

Q 本人が先に死亡した場合に配偶者だけでも更新できますか？

A できます。ご本人様が死亡した場合、配偶者の方だけでも89歳まで更新いただけます。

Q 告知内容について具体的に教えてください。

A 以下の表をご確認ください。
また、現在加入されている被保険者の方で、従来の告知内容により【C表】に該当する疾病が不担保となっている方が、新たな告知で全項目が「いいえ」の場合、再度告知をすることで更新契約から「特定疾病等不担保特約」を削除することが可能です。
具体例：2018年に加入、高血圧症のため【B表】ア. に該当している。改定後の告知内容で再告知いただき、質問1質問2. とも「いいえ」になった場合は、「特定疾病等不担保特約」を削除することができます。
「特定疾病等不担保特約」を削除希望の方は、e-CHOICE（インターネット）でのお手続きをお願いいたします。用紙でのお手続きをご希望の場合、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【B表】条件付でお引受けできる病気・症状	
ア. 高血圧症、脂質異常症（高脂血症）	2021年 6月以前の 告知内容 (一部抜粋)
イ. 白内障、緑内障	
ウ. 脊椎、背骨および椎間板の障害（脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む）	
エ. 前立腺肥大、子宮筋腫	

【C表】補償対象外となる病気・症状*1	
ア. 脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄	2022年 6月以降の 告知内容
イ. 白内障、緑内障（質問3で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）	
ウ. 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症	
エ. 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫	

*1 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
*2 心房細動は補償の対象となります。

【B表】に該当されます方は「特定疾病等不担保」にてご加入いただいております。

医療補償	質問1	告知日（ご入力日）現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。
	質問2	告知日（ご入力日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

質問1、質問2. がどちらも「いいえ」の場合、お申し込みいただけます。

Q 自己都合による退職ですが、退職者医療保険に加入できますか？

A 加入可能です。

保険金ご請求の際のご連絡先

事故受付センター（東京海上日動安心110番）
☎0120-720-110（受付時間：24時間365日）



スマートフォンによる事故受付も可能です。
※スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償の保険金のご請求を対象としています。
URL : csc.tmnf.jp/csfm

保険金のご請求について

保険金の支払事由に該当した場合には、疾病・手術・葬祭の内容および程度等の詳細等を30日以内に全国消防保険サービス（株）または東京海上日動火災保険（株）までご連絡ください。保険金請求書、医師の診断書、保険金振込指図書等の書類が必要です。詳細はご相談ください。

この保険は、一般財団法人全国消防協会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とす

る団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人全国消防協会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先	代理店	全国消防保険サービス株式会社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館12F	TEL.03-6807-5691（代表）	（9:00～17:00/ 土・日・祝日は除く）
	契約者	一般財団法人全国消防協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館12F	TEL.03-4500-6626（代表） ☎0120-065-988	（9:00～17:00/ 土・日・祝日は除く）
	引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 （担当課：広域法人部 法人第1課）	〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4	TEL.03-3515-4147	（9:00～17:00/ 土・日・祝日は除く）

■ 団体総合生活保険（医療補償） 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」をご確認ください。

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、「葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照） : 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶ 疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照） : 傷害入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶ 先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金支払われる先進医療を受けられた場合 ▶ 10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。
	葬祭費用補償特約	病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶ 葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）

- ① がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

医療補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申出による保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合があります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	生年月日	性別	健康状態告知*1
基本補償・特約			
医療補償	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

【医療補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*3)を保険の対象とな

る方とするときには、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

※3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思※4を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

※4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日※5から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります※6。

●責任開始日※5から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません※7(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によつては、保険金をお支払いすることがあります。)

※5 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

※6 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

※7 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

〔通知事項〕

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

〔その他ご連絡いただきたい事項〕

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔ご加入後の変更〕

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくな

た場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求※1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

※1 解約日以降に請求することがあります。

※2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

医療補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき

〔保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合〕

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

〔更新後契約の保険料〕

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

〔補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合〕

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

〔更新後契約の補償内容を拡充する場合〕

医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

〔保険金請求忘れのご確認〕

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容は異なることがありますので、ご注意ください。

〔更新加入依頼書等記載の内容〕

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔ご加入内容を変更されている場合〕

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他で留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金

の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。

い。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控え等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(医療補償については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病または要介護状態の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)*のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)*。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
事故受付センター(東京海上日動安心110番) 0120-720-110 受付時間:24時間365日	0570-022808 <通話料有料> IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分〜午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一も事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。

また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご連絡いただく事項】

確認事項
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

- ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払しない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。
他の同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

☎ 0120-285-110

介護アシスト

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。